

## 児童手当制度改正に関するQA

※ ○歳年度末・・・○歳到達後、最初の3月31日のこと。

※ 算定児童・・・児手の支払い対象ではないが、児童としてカウントする児童のこと。改正前は高校生年代の児童を指す。

No.	質問	回答
1	制度改正後の支払日に変更はあるか。	2か月に1回（偶数月）の支払に回数は増えますが、支払日は10日で変わりありません。 10日が土日祝日の場合は、直前の平日に前倒して振り込みます。 制度改正後の初回支給は12月10日（火）です。（10月・11月分）
2	制度改正に関する通知は届くか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高校生年代のみを養育している方、所得超過により特例給付受給対象外の方</u>                …8月下旬頃に「申請のお知らせ」を送付します。申請書と返信用封筒が同封されているため、口座情報を添付して投函してください。</li> <li>・ <u>R6.9月分の児童手当、特例給付を受給している方</u>                …8月下旬ごろに「制度改正のお知らせ（支給継続認定通知）」を送付します。養育状況によって届出が必要な場合がありますので、内容をよくご確認ください。                ※世帯主宛に送付しているため、祖父母名で届く場合があります。必ず対象児童を養育している保護者が申請してください。</li> </ul>
3	8月末に届いた支給継続認定通知に「未申告」の書類が同封されていたが、どういうことか。	R6.8.26現在で、税の申告状況が確認できなかった方に送付しています。すでに申告されていても、市に情報が届くまでに時間がかかる場合があります。
4	申請に期限はあるか。	9月30日までに申請をしてください。 ただし、経過措置としてR7.3.31までに申請書を提出すれば、支給月は遅れますが、10月分から遡って支給します。 ※公務員は勤務先に申請してください。
5	高校生年代の子どもがいるのに申請のお知らせが届かなかったのはなぜか。	R6.7.31時点で高萩市に住民登録がある高校生年代の児童（H18年（2006年）4月2日生～平成21年（2009年）4月1日生ままでの間の児童）がいる世帯に送付しています。 基準日以降に高萩市に転入した方や、対象児童の住民票が市外にある方（受給者と児童の住所が別にある場合等）は、高萩市で対象を把握できないため申請書をお送りしていません。

No.	質問	回答
6	現在児童手当を受給しており、高校生年代の子がいる場合、申請不要で増額されるか。	原則、申請不要で増額されますが、高萩市に算定児童として登録されていない高校生年代の子の場合は、「額改定請求書」の提出が必要です。転入時に児童手当受給対象年齢を超えていた場合等を除き、原則職権で増額されます。
7	高校生年代の児童が就職している場合や父母等と別居している場合、児童自身に相当程度の所得がある場合も、拡充後の児童手当の支給対象となるか。	児童に就労収入（自ら生計を維持するに足りる所得を得ているような場合を含む）があったり父母等と別居している場合であっても、父母等が当該児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合には、支給対象児童となります。
8	高校生年代の支給対象児童が婚姻（事実婚含む）、出産をした場合（自身が児手受給者となっている場合を含む）、当該児童の児童手当はどうなるのか。	当該児童の婚姻・出産に関わらず、現に当該児童に係る監護及び生計同一又は生計維持の要件を満たす者については、当該者に対し児童手当を支給します。ただし、婚姻や出産を機に父母等と生計を別にするなど、当該児童の父母等が支給要件を欠くこととなる場合も考えられるため、実態の確認をさせていただきます。
9	電子申請や郵送申請は可能か。	可能ですが、疑義が生じた場合、確認の連絡をさせていただきます。 電子申請はマイナポータルから可能です。 ①地域と手続きを選択 【高萩市 児童手当】 ②検索結果から申請したい手続きを選択 ③ログインし、必要な情報を入力する。 ④申請に必要な添付書類を登録する。 ⑤申請データを送信する。
10	申請書を紛失してしまった。	申請書や額改定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書等、必要書類は市ホームページからダウンロード可能です。また、子育て支援課窓口にも備えてあります。
11	所得制限が撤廃されたので、受給者は父母のうちどちらでも良いか。	現行どおり、原則、父母のうち生計中心者（所得が高い方）が受給者となります。ただし、DVや離婚協議中等の事情により配偶者が主として生計を維持し、子を監護していると認められる場合など、特段の事情がある場合は、配偶者が受給者となる可能性がありますので、個別にご相談ください。
12	多子加算（第3子以降加算）カウントとはなにか。	養育している児童が3人以上いる場合に、3人目以降の児童の支給金額が増額されることを言います。 制度改正後は、保護者が監護相当・生計費の負担がある場合に限り、カウント対象が22歳年度末までとなります。（H14.4.2～H18.4.1生の児童）

No.	質問	回答
13	5の多子加算対象となるのはどのような場合か。	<p>18歳年度末から22歳年度末までの子の婚姻・出産・就職に関わらず、父母等が当該子について以下の要件（監護相当・生計費負担の要件）を満たす場合には、多子加算対象としてカウントします。</p> <p>①子どもと同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている、または、別居しているが定期的な連絡・面会等をしている。その他、これらに相当する監護状況である。</p> <p>②子どもの生活費（食費・家賃等）または学費などの少なくとも一部を負担している。当該子が受給者の収入により日常生活の一部または全部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合。</p> <p><u>上記要件を満たす場合、現受給者、新受給者ともに「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要</u>です。疑義が生じた場合は、監護・生計費の負担を証明する書類の提出を求める場合があります。</p>
14	2人の児童の児童手当を受給しており、配偶者に20歳の連れ子がいるが、受給者と連れ子には養子縁組の意思が無い場合、連れ子については多子加算カウント対象とはならないのか。	<p>大学生年代の多子加算カウントについては、必ずしも養子縁組をしている必要はありません。ただし、受給者が連れ子について、実子とまったく同様に監護に相当する世話をしている場合で、その生計費についての負担も認められるときに限ります。</p> <p>なお、18歳年度末までの児童のカウントについては、従来通り養子縁組をしていなければカウント対象となりません。</p>
15	申請書が届いたが、制度改正前に他市に転出する。この場合も申請書の提出が必要か。	<p>令和6年9月末までに転出する場合は、高萩市への申請は不要です。転出先の自治体での手続きをお願いします。</p> <p>10月に転出する場合は、高萩市にて申請書と消滅届の両方の手続きが必要になります。</p>
16	児童と別居している場合、申請書の他に必要な書類はあるか。	<p>18歳年度末までの児童と別居している場合、「別居監護申立書」の添付が必要です。</p> <p>※制度改正前にすでに提出している児童分については改めての提出は不要。</p> <p>18歳年度末から22歳年度末までの子を養育しており、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出する場合は、確認書で同居・別居の状況を把握できるため、別居監護申立書の提出は不要です。</p>